

「食品企業の行動規範および行動指針策定の手引き」について

(財)食品産業センター

企画調査部長 門間 裕

[団体の概要]

財団法人食品産業センター：昭和 45 年設立

会長：金田幸三（株式会社ニチレイ相談役）

会員：食品製造業を主とする 120 業界団体、180 企業、地方食品産業協
議会 28、個人その他 70

食品産業の技術的・経営的近代化を進め、食品産業界の相互連携を強め
つつ健全な発展を図ることを目的

・「消費者に安全な食品を提供するための提言」の説明

1 目的および観点

一昨年夏の食品事故に直面した業界が以下についての基本的な考え方を
取りまとめることを要請

食品事故防止対策：

品質管理の基本の徹底(中小企業が 90%の食品企業で小規模工場で
も出来る対策)

H A C C P ・ I S O 9000 工場での品質管理対策の再確認

事故発生時の対応策：

(併せて製品回収の基準)

危機管理マニュアル作成の考え方

事故発生時の対応(初期対応として製品回収の考え方)

2 明確性、具体性、透明性、信頼性から

明確性、具体性について

事故防止対策については具体的な品質管理の方策を例示

発生時については「事故発生時の初期対応」として具体的に明示

製品回収の要否：健康危害のおそれを 3 段階に区分

事故拡大の可能性の有無

透明性について

企業の事故防止対応策の考え方であり、学識経験者、消費者、報道
関係者、流通関係者等を含めた「事故防止対策委員会」において、総
合的な観点からどうすれば消費者に安全な食品を提供できるかと言う

課題を検討

信頼性について

各団体・企業においてマニュアルを作成して頂き、事故対応時に個々の基準に従うことで安定した信頼性の高い対応が可能となっている。

3 普及・啓発

説明会を主要都市で開催

関係団体を通じて報告を頒布

各業界団体で報告を基にマニュアルを作成

4 フォローアップ

異物混入を理由とする回収はなくなった。(重篤な健康危害を及ぼし事故拡大の可能性を有する事故はその後生じていない。)

消費者に回収の考え方について一定の理解が得られたと考えている。

なお、さらに、ケアマーク、食品の輸・配送管理マニュアル、教育ビデオ、事故Q & Aのホームページの作成等を行っている。

・「食品企業の行動規範および行動指針策定の手引き」の説明

1. 経緯

昨年春、食品事故に対応するため「消費者に安全な食品を提供するための提言」をとりまとめ、いわゆる「農場から食卓まで」の各段階で適切な措置をとることが重要であるとして、広く食品関係団体・企業の協力を得て、食品事故対応マニュアルの作成、各種教材配布、講習会等で趣旨の徹底を図ってきた。

昨年来、生鮮食料品を中心に製品・品質表示を巡り様々な問題が生じ、一部企業における不祥事の発生は、食品企業全体に対する社会の信頼をも揺るがしかねない事態となっている。

このため、「食品企業の行動規範および行動指針策定の手引き」を、主要企業の総務・法務の担当者の協力を得て作成した。

2. 作成の目的

昨年来、生鮮農畜産物を中心に製品・品質表示を巡り様々な問題が生じたことや、一部食品企業における不祥事が食品産業全体に対する信頼問題となったことから、食品企業として消費者の信頼を確保するため、行動規範を明確にし、企業トップ以下が率先して実践することを目的として、食品企業に広く行動規範の策定が進むようその手引きを作成した。

3. 「策定の手引き」要旨

本冊子は、食品企業における行動規範のあり方についての考え方と内容

およびそれを具体化した行動指針の事例等を取りまとめた。

(1) 行動規範及び行動指針の考え方

行動規範等は、企業とその役職員が遵守すべき具体的行動の基準となるべきもの

規範等は、明確性、具体性、透明性、信頼性を満たす他、食品の安全と安心の確保に係わる規定が必要

行動規範：

食品企業の基本的な使命とそれを達成するための企業活動の拠りどころとなる規範を明らかにするものであること

すべての食品企業に適用されるものであること

行動規範は原則として公開されることを前提とすること

行動指針：

行動規範を、必要に応じ事案ごとに、より具体化したもので、企業活動と役職員等のための実際の行動の拠りどころとなるものであること

役職員を初め必要な社内関係者に対し、社内行事、小冊子、イントラネット等を通して周知するとともに、経営トップから機会あるごとに直接的に言及されるものであること

具体的事例が列挙されていることもあるので、無用な誤解や混乱を招かないよう注意が必要であること

それぞれの企業の行動指針としては、ここに示されているすべての事項を網羅する必要はなく、企業の判断で適宜内容・項目は取捨選択されるものであること

行動指針の具体的規定にあっては、雇用形態が多様化している場合、適用される対象者を明確にすることが必要な場合があること

(2) 行動規範及び行動指針の構成と内容

食品企業として標準的な行動規範を提示、

企業規模、活動範囲等により内容は追加・取捨選択が必要

行動指針の具体的マニュアル等は、個々の場合に応じ作成すべき

[食品企業の行動規範]

規範の1．安全な食品とサービスを提供します。

規範の2．顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をします。

規範の3．法令を遵守し社会的倫理に則った企業行動をすすめます。

規範の4．良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。

規範の5．環境問題に積極的、自主的に取り組みます。

規範の6．安全で働きやすい環境の確保に努めます。

規範の 7 .国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

(3) 行動規範の策定・運用とその実効性を確保するために必要と考えられる措置

経営トップによる行動規範遵守への率先垂範と不断の指示
担当部署、責任・権限の明示等企業内体制の整備
企業内でチェックできる環境条件

(4) 中小企業のための対策(6 参照)

企業の経営状況に応じて取捨選択し、事項により団体が協同して実施する等現実的な対応を図る。

(5) 行動規範及び行動指針例

各規範に対応した行動指針例を例示

(6) 策定の便宜について

今後、具体的に行動規範を作成使用とする企業は、概して規模が小さいと考えられることから、作成の便宜を図るために、表現例および作成例を参考のために付け加えている。

まず、表現例であるが、策定に際して、どのような文章表現ができるか、それぞれの行動指針に則して日々の企業行動の中で実際に起こりうる事例を考慮して試みに3つの表現例を作成した。まずQ & A形式、次に箇条書き形式、最後に文章形式である。

次に、作成例については、最も普遍的な印刷物による規範作成の実践形式を提示してみた。

4 . 今後の普及啓発

すでに、規範を定め、実行されているところもあるが、その再確認を含め、多くの企業が参考とされ、行動規範の制定・実践が進むようさらに周知徹底を図って行くこととしている。

同時に、消費者の方々にも私ども食品企業関係者のこの決意と努力に対しご理解を頂くとともに、食品及び食品企業に対し、改めて信頼を高めて頂ければ望外の喜びとするところである。

(今後の広報予定)

(財)食品産業センターの会員に対し

説明会の実施(7月3日石垣ホール)

機関紙「明日の食品産業」に掲載(約2000部発行)

ホームページに要旨を掲載

個々の企業等に頒布(価格1000円税込)